答 弁 第 三 一 五 号平成二十三年七月十九日受領

内閣衆質一七七第三一五号

平成二十三年七月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員吉井英勝君提出大規模災害時における情報収集衛星の活用に関する再質問に対する答弁書

(一) 及び (二) について

お尋ねについては、 内閣官房、 警察庁、 消防庁、 公安調査庁、 外務省、 経済産業省、 海上保安庁、 国土

地理院及び防衛省において、それぞれの所掌事務の範囲内で、 被災地における被災者の捜索及び救援並び

内閣衛星情報センターから、同センターが行った情報収集衛星の

に被災地の状況把握等を行うに当たり、

撮像画像の判読・分析の結果 (以下「情報収集衛星の画像情報」という。) の配付を受け、 これを情報源

の一つとして利用したところである。

(三) について

お尋ねについては、 情報収集衛星の性能と運用状況が明らかになると、 これを基に撮像対象から隠蔽工

作等の対抗措置が講じられることにより、 円滑な情報収集活動が困難となるおそれがあるからである。

(四) について

政府としては、 情報収集衛星の画像情報の利用に加え、 必要に応じ、民間の商用衛星や航空機により撮

影された画像を活用しているところであり、 「情報収集衛星の画像は必要としないのではないか」 との御

指摘は当たらないと考える。

(五) について

お尋ねについては、 情報収集衛星の性能及び運用状況が明らかになり、 今後の安全保障上の情報収集活

動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

(六) 及び(七) について

政府としては、 情報収集衛星の画像情報については、 情報収集衛星等に関する秘密について保全措置を

講じている者以外の者には非公開としており、 東日本大震災への対応を行うに当たり、 当該保全措置を講

じている者以外の者に対して衛星の画像を提供する必要があったことから、

内閣衛星情報センターが、

商

用衛星の画像を購入したものである。

(八) について

お尋ねの商用衛星画像の購入金額及び購入先は、QuickBirdの画像が二千百七十六万九千八百六十円及び

株式会社日立ソリューションズ、WorldView- 1 の画像が四百九十四万九千二百八十円及び同社、WorldView

-2の画像が六百六十八万九千百三十円及び同社、IKONOSの画像が百二十六万円及び日本スペースイメージ

ング株式会社並びにGeoEye-1の画像が百四十一万七千五百円及び同社である。

今回の購入に係る各衛星の直下視の分解能は、 QuickBirdが六十センチメートル、WorldView-1が

五十センチメートル、WorldView-2が五十センチメートル、IKONOSが一メートル及びGeoEye-1が五十センチ

メートルであると承知している。

(九) について

お尋ね の画像購入の契約に当たっては、内閣衛星情報センターにおいて公募を行ったが、参加の意思表

法 明があったのが株式会社日立ソリューションズ及び日本スペースイメージング株式会社のみであり、 (昭和二十二年法律第三十五号)第二十九条の三第四項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さ 会計

ない場合」 に該当することから、当該二社と随意契約を締結したものである。

なお、 当該契約においては、 年間を通じた画像の単価を定めており、 (八) についてでお答えした購入

金額に対する予定価格は存在しない。

(十) について

レーダ衛星は、 光学衛星と異なり、天候及び昼夜を問わず撮像が可能であり、 的確な情報収集活動を行

うためには、 光学衛星及びレーダ衛星のそれぞれの機能を活用する必要があると考えている。

(十一) について

情報収集衛星については、今後とも、外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理

のために必要な情報の収集を主な目的として、有効に活用していくこととしている。

(十二) について

お尋ね の情報収集衛星は合計で十五機である。また、 情報収集衛星の開発については、 内閣衛星情報セ

ンターから、その委託を受けた事業者が、 複数の事業者からの提案を受け、その技術や価格を総合的に評

価した上で衛星の製造を請け負う事業者を選定することとしており、 現時点において、 今後、 衛星の 製造

を請け負うこととなる事業者は未定である。したがって、 「三菱電機の情報収集衛星の受注を確保するこ

とを保障するためだからではないか」との御指摘は当たらないと考えている。

(十三) から (十五) までについて

お尋ねについては、 内閣衛星情報センターにおいて、レーダー号機について、専門家の協力を得て、運

用障害が発生した平成十九年 (二千七年) 三月以降、 衛星のデータを基に原因究明等を行い、 運用障害が

平成二十二年(二千十年)八月以降、 月に取りまとめた。 を同年八月に取りまとめた。 発生した原因は厳しい宇宙環境下における運用による電源系の経年劣化であると考えられる旨の調査結果 内閣衛星情報センターとしては、これらの調査結果を基に、レーダー号機及びレーダ また、 レーダ二号機についても、 衛星のデータを基に原因究明等を行い、 専門家の協力を得て、 同様 の調査結果を同年十二 運用障害が発生した

あっても正常に機能しなくなることもあり得ると考えている。 定以上の確率で正常に機能しているよう設計しているものであり、 情報収集衛星については、 光学衛星を含め、 電源系の経年劣化も勘案しつつ、打ち上げ後五年の時点で 厳しい宇宙環境下では、 五年以内で

二号機の運用障害は故意により発生したものではなく、

契約上の責任はないと判断したものである。

(十六) について

情報収集衛星については、 今後とも、 外交・防衛等の安全保障及び大規模災害等への対応等の危機管理

のために必要な情報の収集を主な目的として、 有効に活用していくこととしている。

の性能及び運用状況が明らかになり、 情報収集衛星により撮像した画像については、 今後の安全保障上の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあること これを詳細に分析することにより、 情報収集衛星

から、その公開を行っていないところである。

(十七) について

お尋ねの「だいち」 後継機(ALOS-2、 ALOS-3) については、 これに搭載する予定である地

球観測装置について、 現在、 技術開発中である。また、 当該地球観測装置を用いて撮像した画像について

は、 「だいち」と同様に公開し、又は提供し、広く関係機関の利用に供することとしている。

(十八) について

お尋ねの「こだま」については、 平成十四年(二千二年)九月に打ち上げられたものであるが、

その設計寿命である七年より一年十か月を超えて運用中である。 「こだま」の後継機については、 現在そ

の整備 計 画を検討中である。 また、現在、データ伝送に「こだま」を利用しているのは、 独立行政法人宇

宙 航空研究開発機構が所有する国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」のみである。

(十九) について

国内に三つの受信管制局を設置している理由は、 情報収集衛星が日本上空を通過する広い範囲で、 情 報

収集衛星からのデータ受信及び情報収集衛星の管制を確実に行う必要があるためである。

管制局が三億八千七百四十八万三千六百円、 ターが二億八千百九十三万三千五百二十九円、 れら施設について一括して契約を行ったため各施設に区分できない支出が千百六十二万千五百五十八円で 二十円ある。平成十九年度(二千七年度)は、 の他、これらの施設について一括して契約を行ったため各施設に区分できない支出が三百五十一万千六百 ある。平成二十一年度 七千百五十二万二千二百四十円、 受信管制 ンター ターが六億九千三十九万七千三百九十五円、 ったため各施設に区分できない支出が百五万六千円である。平成二十年度(二千八年度) が六億二千八百七万千百五十円、副センターが二億七千九百十八万六百八十九円、 が二億七千七百八十二万六百五十四円、 お尋ねの各年度における施設別の支出額については、 局が二億九千六百七十五万七百九十円であり、 (二千九年度) 南受信管制局が一億六千八百三十六万九千百八十円であり、 は、中央センターが七億二千七百六十四万二千八百五十円、 南受信管制局が一億五千三百一万三千三百五十円であり、 副センターが二億四千百九十七万四千四百三十一円、 北受信管制局が三億二千百四十二万八千百円、 中央センターが三億六千百八十八万五千百二十五円、 北受信管制局が三億八千六百四十六万八千二百五十円、 この他、 平成十八年度 (二千六年度) これらの施設について一括して契約を行 北受信管制 は、 は、 この 南受信管制 中央センタ 中央セン 局 北受信 副 他、 が 四 副 セン こ 南 億 セ

九千六百三十万七千二百五十円、 局が二億千四百五十一万六千六百八十円である。平成二十二年度(二千十年度)は、 副センターが二億七千九百二十二万六千八百八十七円、 中央センターが六億 北受信管制 局が

についてお答えすることは困難である。

(二十) について 六年度(二千四年度)が二百六名、平成十七年度(二千五年度)が二百六名、平成十八年度(二千六年度 六十四名、 三億千九百八十五万七千三百円、 とから、 二十一年度 が二百八名、平成十九年度(二千七年度)が二百九名、平成二十年度(二千八年度)が二百八名、 お尋ね なお、平成十七年度(二千五年度)以前については、 お答えすることは困難である。 の内閣衛星情報センター設置以来の省庁別の出向者数については、 平成十四年度 (二千二年度) (二千九年度) が二百十名、平成二十二年度 (二千十年度) が二百十五名及び平成二十三年度 南受信管制局が一億千百万四千五百三十円である。 が百九十一名、 内閣衛星情報センターの定員は平成十三年度(二千一年度) 関連資料の保存期間が経過しているため、お尋ね 平成十五年度(二千三年度) 調査に膨大な作業を要するこ が二百四名、 平成十 平成 が百

(二十二) 及び (二十二) について

お尋ねについては、 内閣衛星情報センターにおいては、 民間企業や独立行政法人等の出身者については、

全て公募等による採用を行っている。 民間企業や独立行政法人等の内訳等を明らかにした場合、 当該民間

企業や独立行政法人等に対する不正な働きかけが行われること等により、 国の重要な情報等が漏洩するお

それがあることから、お答えすることは差し控えたい。また、これまで、民間企業や独立行政法人等の内

訳等を明らかにしたことはない。

(二十三) について

内閣衛星情報センター所長の人事については、 職歴のほか、 所長に求められる能力や適性等を公正かつ

厳格に判断し、 適材適所の観点から行っているものである。 内閣衛星情報センターの出向者の人事につい

ても、適材適所の観点から行っているものである。

(二十四) について

国会議員に対して議員会館に説明に赴く際に名刺を持参している内閣衛星情報センター職員もおり、

答弁は誤りではないか」という御指摘は当たらないと考えている。

(二十五) について

お尋ねについては、 個々の状況により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難である。

(二十六) について

お尋ねについては、 H−ⅡAロケットの材料費及び燃料費の高騰が主な理由である。

(二十七) について

予算上、 「製造費と打ち上げ費」を一括して計上しているのは、H−ⅡA七号機 (平成十七年 (二千五

年 ある。これは、 年)打ち上げ)、H−ⅡA九号機(平成十八年(二千六年)打ち上げ)及びH−ⅡA十三号機 (二千七年) 打ち上げ) からH−ⅡA十八号機 これらのロケットの打ち上げ者との間では、 (平成十九年 (二千七年) 打ち上げ) までのロケットで ロケットの製造及び打ち上げについて一括し (平成十九

(二十八) について

て契約を締結していることから、この契約形態に合わせて予算を計上したものである。

Н −ⅡA七号機及びH−ⅡA九号機を除くH−ⅡA一号機からH−ⅡA十二号機までの各ロケットにつ

いて、①開発に係る予算額、 ②打ち上げに係る予算額、 ③打ち上げ日、 ④打ち上げ依頼者、 ⑤打ち上げ者

及び⑥搭載した衛星等の名称をお示しすると次のとおりである。

Н \prod^{\mid} A一号機 ①八十三億三千三百万円 ②十二億六千五百万円 ③平成十三年 (二千一年) 八月二

十九日 ④及び⑤宇宙開発事業団(当時)が自ら打ち上げ ⑥H−ⅡAロケット性能確認用ペイロードニ

型「VEP-2」

Н −ⅡA二号機 ①九十三億六千八百万円 ②十二億六千九百万円 ③平成十四年(二千二年)二月四

日 ④及び⑤同事業団が自ら打ち上げ ⑥民生部品・コンポーネント実証衛星「つばさ」(MDS-1)

Н −ⅡA三号機 ①八十九億八千七百万円 ②十二億千百万円 ③同年九月十日 ④及び⑤同事業団が

自ら打ち上げ ⑥データ中継技術衛星「こだま」(DRTS)及び次世代型無人宇宙実験システム ÛS

E R S

Н | | | A四号機 ①七十九億七千二百万円 ②十三億九千六百万円 ③同年十二月十四日 ④及び⑤同

事業団が自ら打ち上げ ⑥環境観測技術衛星「みどりⅡ」(ADEOS-Ⅱ)

Н −ⅡA五号機 ①八十五億五千二百万円 ②十九億二千七百万円 ③平成十五年 (二千三年) 三月二

十八日 ④内閣衛星情報センター ⑤同事業団 ⑥情報収集衛星光学一号機及びレーダー号機

Н −ⅡA六号機 ①八十五億四千九百万円 ②十九億二千六百万円 ③同年十一月二十九日 4) 内閣衛

星情報センター ⑤独立行政法人宇宙航空研究開発機構 ⑥軌道投入に失敗した情報収集衛星光学機及び

レーダ機

Н -ⅡA八号機 ①八十七億八千七百万円 ②十二億六千九百万円 ③平成十八年(二千六年)一月二

十四日 ④及び⑤同機構が自ら打ち上げ ⑥陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)

Н −ⅡA十号機 ①七十六億五千三百万円 ②十九億千二百万円 ③同年九月十一日 ④内閣衛星情報

センター ⑤同機構 ⑥情報収集衛星光学二号機

Н -ⅡA十一号機 ①百四億三千六百万円 ②十四億三千二百万円 ③同年十二月十八日

4及び5同

機構が自ら打ち上げ ⑥技術試験衛星Ⅲ型「きく八号」(ETS-Ⅲ)

Н -ⅡA十二号機 ①九十一億五千百万円 ②十九億三百万円 ③平成十九年 (二千七年) 二月二十四

日 ④内閣衛星情報センター ⑤同機構 ⑥情報収集衛星レーダ二号機及び光学三号機実証衛星

Н −ⅡA七号機及びH−ⅡA九号機並びにH−ⅡA十三号機からH−ⅡA十八号機までの各ロケットに

ついては、 予算上、 「製造費と打ち上げ費」を一括して計上しているため、 お尋ねについてお答えするこ

とは困難であるが、①一括して計上している予算額、 ②打ち上げ日、 ③打ち上げ依頼者、 ④打ち上げ者及

び⑤搭載した衛星等の名称をお示しすると次のとおりである。

Н −ⅡA七号機 ①九十三億六千万円 ②平成十七年 (二千五年) 二月二十六日 ③国土交通省及び気

象庁 ④株式会社ロケットシステム ⑤運輸多目的衛星新一号「ひまわり六号」(MTSAT-1R)

Н −ⅡA九号機 ①百一億二千二百万円 ②平成十八年 (二千六年) 二月十八日 ③国土交通省及び気

象庁 ④ 同 社 ⑤運輸多目的衛星新二号「ひまわり七号」(MTSAT-2)

Н −ⅡA十三号機 ①百十五億四千二百万円 ②平成十九年 (二千七年) 九月十四日 ③独立行政法人

宇宙航空研究開発機構 ④三菱重工業株式会社 ⑤月周回衛星 「かぐや」(SELENE)

Н $\prod |$ A十四号機 ①百十四億二千八百万円 ②平成二十年 (二千八年) 二月二十三日 ③同機構 4

同社 ⑤超高速インターネット衛星「きずな」(WINDS)

Н −ⅡA十五号機 ①九十億二千三百万円 ②平成二十一年 (二千九年) 一月二十三日 ③ 同 機 構 4

同社 ⑤温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)

Н -ⅡA十六号機 ①九十四億九千百万円 ②同年十一月二十八日 ③内閣衛星情報センター ④同社

⑤情報収集衛星光学三号機

Н −ⅡA十七号機 ①百三億三千百万円 ②平成二十二年 (二千十年) 五月二十一日 ③同機構 4 同

社 ⑤金星探査機「あかつき」(PLANET-C)

Н −ⅡA十八号機 ①九十八億七千二百万円 ②同年九月十一日 ③ 同 機 構 ④ 同 社 ⑤準天頂衛星初

(二十九) について 号機「みちびき」 技術を民間に移転すべきである旨の意見がとりまとめられた。当該意見を踏まえ、 置付けるとともに、 同年六月二十六日に文部科学省宇宙開発委員会において、 Н | | | Aロケットについては、 民間の効率的かつ迅速な経営手法によりコスト低減 平成十四年(二千二年)六月十九日に総合科学技術会議において、また、 H−ⅡAロケットを我が国の基幹ロケットと位 ・信頼性向上を進めるため、 同年十一月、宇宙開発 その

二月、同事業団と同社との間で、 H−ⅡA標準型を用いた打上げサービス事業の実施に係る基本協定が締

(当時) が公募を行い、技術移転先として三菱重工業株式会社を選定し、平成十五年 (二千三年)

事業団

結された。

同年九月、 同事業団等の統合により設立された独立行政法人宇宙航空研究開発機構と同社との

間で技術移転契約が締結され、 同契約に基づき、段階的に技術移転が実施され、 平成十九年 (二千七年)

三月に完了したものである。 また、当該技術移転に際し、 同社より国及び同機構に対する金銭の支払は行

われていないが、同契約上、同社が国及び同機構以外の者から打ち上げを受託した場合は、 同機構に対し、

同社から金銭が支払われることとなっている。

(三十) について

お尋ねについては、 国又は独立行政法人宇宙航空研究開発機構は、三菱重工業株式会社から、 H | | | | | |

号機からH−ⅡA十八号機までのロケットの製造及び打ち上げに必要な経費について費用負担を求めら

れた。 当該必要な経費については、 (二十八) についてで述べたとおり予算計上している。